

心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４９年東京都条例第２０号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	23
5. 独自利用事務の事例番号	67-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４９年東京都条例第２０号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	67	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	92	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第１ 第９項 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和４９年東京都条例第２０号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年七月二日法律第百三十四号）第１条	心身障害者の医療費の助成に関する条例第１条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（精神又は身体に障害を有する児童）について特別児童扶養手当を支給し、（精神又は身体に重度の障害を有する児童）に障害児福祉手当を支給するとともに、（精神又は身体に著しく重度の障害を有する者）に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の（福祉の増進を図る）ことを目的とする。	この条例は、心身障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、（心身障害者）の（福祉の増進を図る）ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号） 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号） 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）
--------------	--	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令94条 項1号	心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	心身障害者医療費助成制度の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令94条 項1号ニ	心身障害者の医療費助成に関する条例第2条第2項第1号 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令94条 項1号	心身障害者の医療費の助成に関する条例第6条 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	心身障害者医療費助成制度の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
-----------	--	--

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令94条 項1号ニ	心身障害者の医療費助成に関する条例第2条第2項第1号 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	本事務は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年12月条例第106号）により東京都から委任された事務である。	
----	---	--

届出情報

独自利用事務の対象者	障がい者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	28
保護評価書の名称	心身障害者医療費助成制度に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E8%8D%92%E5%B7%9D%E5%8C%BA&ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E5%88%B6%E5%8A%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=%EF%BC%91&opn_date_from_day=%EF%BC%92%EF%BC%91&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=%EF%BC%91%EF%BC%92&opn_date_to_day=%EF%BC%93%EF%BC%91&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2